主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金10万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは,金5000円を1日に 換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

原略式命令は、「被告人は、第1 公安委員会の運転免許を受けないで、平成1 3年11月26日午後5時37分ころ,大阪府高石市ab丁目c番付近道路におい て,普通乗用自動車を運転した,第2 上記日時場所先交差点において,信号機の 表示する赤色の灯火信号に従わないで、上記普通乗用自動車を運転して通行した、 運転免許を亡失したことにより、大阪府公安委員会からその再交付を受けた ものであるが、亡失した免許証を平成13年7月ころ発見したのに、すみやかに住 所地を管轄する公安委員会に返納しなかったものである。」との事実を認定し、第 1の事実につき平成13年法律第51号による改正前の道路交通法118条1項1 号,64条を,第2の事実につき道路交通法119条1項1号の2,7条,4条1 項,同法施行令2条1項を,第3の事実につき上記改正前の道路交通法121条1 項9号,107条1項3号をそれぞれ適用した上,被告人を罰金21万9000円 に処し、そのまま確定した。しかし、上記第1、第2、第3の各罪に係る罰金刑の 法定刑は,それぞれ10万円以下,5万円以下,2万円以下であったから,刑法4 5条前段,48条2項により併合罪処理をした場合における罰金刑の処断刑は,1 7万円以下であった。したがって,その上限を超える罰金刑を科した原略式命令は ,明らかに法令に違反しており,かつ,被告人のため不利益である。

よって,刑訴法458条1号により,原略式命令を破棄し,被告事件について更に判決することとし,原略式命令が確定した各事実に原略式命令が適用した各法令

を適用し(刑種の選択を含む。),上記処断刑の範囲内で被告人を罰金10万円に処し,換刑処分につき刑法18条を適用し,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり判決する。

検察官福本孝行 公判出席

(裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 徳治 裁判官 島田仁郎)